

平成16年7月21日第40回合併協議会提出資料  
平成16年8月11日第41回合併協議会提出資料  
平成16年8月26日第42回合併協議会報告

# 事務事業一元化調整結果報告書

柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会

合併協定項目		事務事業調整項目	ページ
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	(1) 議会議員報酬	1
9	一般職の職員の身分の取扱い	(1) 職員の定数 (2) 行政職給料表 (一) (3) 行政職給料表 (二) (4) 医療職給料表	2
12	特別職等の職員の身分の取扱い	(1) 特別職等報酬	1~2
14	事務機構及び組織の取扱い	(1) 新市における行政機構及び組織の整備方針 (2) 丹波市機構図 (3) 部局の事務分掌	2~4
16	使用料及び手数料の取扱い	(1) 公共施設等使用料 (2) 幼稚園保育料	5~6
18	町の慣行の取扱い	(1) 市章	6
21	消防団の取扱い	(1) 消防団の組織体制 ・新市消防団組織図	7
24-8	水道事業の取扱い	(1) 水道料金 (2) 加入分担金	8
24-9	下水道事業の取扱い	(1) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 (2) 合併処理浄化槽維持管理にかかる公的支援 (3) 水洗便所等改造資金利子補給制度 (4) 受益者分担金・加入負担金 (5) 下水道使用料	8~9
24-13	広報広聴関係事業の取扱い	(1) 広報誌 (2) その他広報誌	9
24-14	防災の取扱い	(1) 地域防災計画 (2) 防災行政無線の設置 (3) 統合方法 (4) 運用方法	9
24-16	保健衛生関係事業の取扱い	(1) 乳児検診 (2) 思春期保健に関する事業 (3) 基本健康診査 (4) 健康福祉推進協議会 (5) 保健衛生推進協議会 (6) 栄養指導事業 (7) 理学療法士の採用 (8) 臨床心理士の採用	9
24-17	環境衛生の取扱い	(1) 斎場使用料	10
24-18	廃棄物処理業務の取扱い	(1) ゴミ処理手数料 (2) 持込手数料 (3) 現行指定袋の取扱い (4) ゴミ回収方法	10~11
24-20	農業振興対策の取扱い	(1) 農業振興協議会 (2) 土地改良事業	12
24-21	林業振興対策の取扱い	(1) 林道等基盤整備 (2) 林業振興事業 (3) 治山関係事業	13
24-22	商工振興・労働対策の取扱い	(1) 商工業者支援事業 (2) 雇用、労働施策に係る支援策	14
24-27	社会教育関係の取扱い	【公民館】 (1) 休館日 (2) 開閉時刻	14

協定項目

No. 6 議会議員の定数及び任期の取扱い  
No.12 特別職等の職員の身分の取扱い

右記に掲げる議会議員・特別職等に係る報酬額等については、類似・近隣団体の状況等を参考に、特別職報酬等審議会に準じた第三者機関（仮称）特別職等報酬等検討委員会により審議し、調整する。

記

- 1 議会議員の報酬の額
- 2 特別職のうち非常勤の者の報酬の額
- 3 市長、助役、収入役、公営企業管理者及び教育長の給料の額
- 4 委員会の委員等の報償費の額

特別職等の報酬等一覧表

●常勤特別職

(単位:円)

区 分	支払区分	給 料 額
市長	月 額	880,000
助役	月 額	700,000
収入役	月 額	650,000
公営企業管理者	月 額	600,000
市長職務執行者	月 額	880,000

●一般職

(単位:円)

区 分	支払区分	給 料 額
教育長	月 額	630,000

●議会議員

(単位:円)

区 分	支払区分	報 酬 額
議長	月 額	445,000
副議長	月 額	365,000
常任委員会	委員長	月 額 355,000
	副委員長	月 額 345,000
議会運営委員会	委員長	月 額 355,000
	副委員長	月 額 345,000
議員	月 額	330,000

※ ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律  
(昭和二十五年五月十五日法律第七十九号)

(目的)

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

(選挙長等の費用弁償額)

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、選挙分会長。以下この条において同じ。）、「投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

- |                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| 一 選挙長          | 一日につき | 一万七千七百円 |
| 二 投票所の投票管理者    | 一日につき | 一万二千七百円 |
| 三 期日前投票所の投票管理者 | 一日につき | 一万二千二百円 |
| 四 開票管理者        | 一日につき | 一万七千七百円 |
| 五 投票所の投票立会人    | 一日につき | 一万八千円   |
| 六 期日前投票所の投票立会人 | 一日につき | 九千六百円   |
| 七 開票立会人        | 一日につき | 八千九百円   |
| 八 選挙立会人        | 一日につき | 八千九百円   |

2 選挙長が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給の方法は、総務大臣の定めるところによるものとする。

3 第一項の費用の額は、第四条から第六条までに規定する経費の基本額中に含めるものとする。

●非常勤特別職

(単位:円)

区 分	支払区分	報 酬 額
選挙管理委員会	委員長	日 額 9,000
	委員	日 額 8,000
選挙長等 ※	選挙長	日 額 10,700
	投票所の投票管理者	日 額 12,700
	期日前投票所の投票管理者	日 額 11,200
	開票管理者	日 額 10,700
	投票所の投票立会人	日 額 10,800
	期日前投票所の投票立会人	日 額 9,600
	開票立会人	日 額 8,900
選挙立会人	日 額	8,900
	識見を有する者	月 額 94,000
監査委員	議員から選出の委員	月 額 46,000
	会長	月 額 39,400
農業委員会 (在任特例期間中)	会長職務代理	月 額 34,100
	部会長	月 額 30,300
	委員	月 額 30,300
固定資産評価員	年 額	35,100
固定資産評価 審査委員会	委員長	日 額 11,000
	委員	日 額 9,000
公平委員会委員	日 額	6,000
個人情報保護 審査会委員	弁護士、大学教授、助教授	日 額 20,000
	上記以外	日 額 8,000
情報公開 審査会委員	弁護士、大学教授、助教授	日 額 20,000
	上記以外	日 額 8,000
教育委員会	委員長	月 額 72,000
	委員	月 額 57,000
消防団	団長	年 額 170,000
	筆頭副団長	年 額 150,000
	専任副団長	年 額 134,000
	副団長	年 額 93,000
	分団長	年 額 55,000
	副分団長	年 額 42,000
	部長	年 額 40,000
	班長	年 額 27,000
団員	年 額 14,000	
地域審議会委員	日 額	7,000
その他の審議会委員等	日 額	7,000

備考：勤務が半日の場合における日額報酬は2分の1の額とする。

●日額支弁報償委員（基準）

（単位：円）

区 分	支払区分	報 償 額
非常勤特別職以外の委員会委員等	日 額	7,000

備考：勤務が半日の場合における日額報償は2分の1の額とする。  
大学教授等役職により別途定める。

**協定項目 No. 9 一般職の職員の身分の取扱い**

(1) 職員の定数は、945人とする。

ただし、平成16年4月1日現在の職員定数条例に基づくものであり、合併までに条例改正がある場合は、改正後に準拠する。

(2) 行政職給料表（一）

- ①9級制とする。
- ②8級までは兵庫県町村会準則を適用し、9級については国家公務員による俸給表〔行政職給料表（一）〕による9級を適用する。

(3) 行政職給料表（二）

- ①3級制とする。
- ②2級までは兵庫県町村会準則を適用し、3級については春日町の給料表による3級を適用する。

(4) 医療職給料表

- ①2級制とする。
- ②青垣町の給料表を適用する。

**協定項目 No. 14 事務機構及び組織の取扱い**

「新市における行政機構及び組織の整備方針」に基づき次のとおり調整した。

**新市における行政機構及び組織の整備方針**

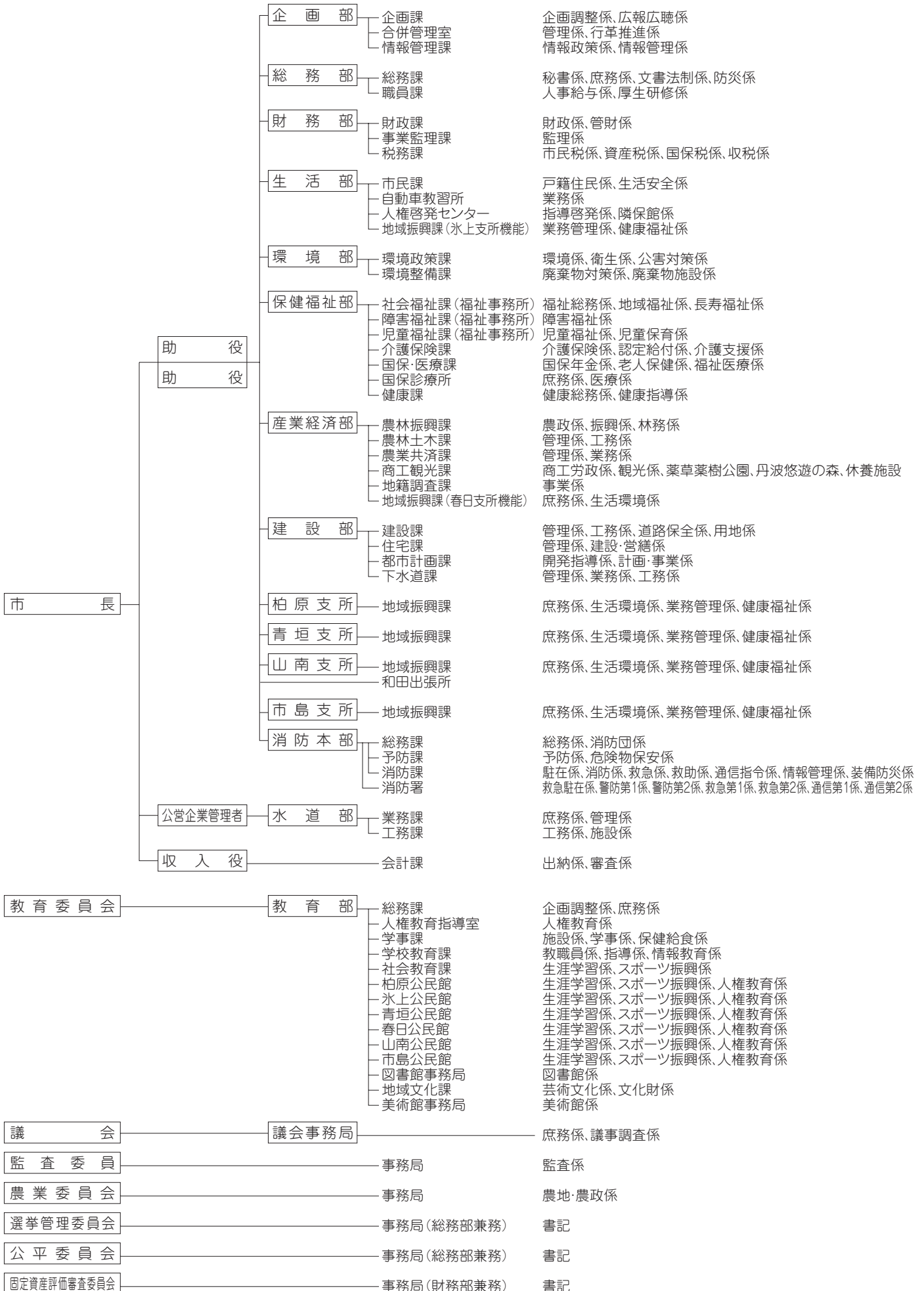
(1) 基本方針

- ①市民の声を適正に反映することができる機構・組織
- ②市民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織
- ③指揮命令系統がわかりやすい機構・組織
- ④責任の所在が明確な機構・組織
- ⑤新市建設計画（行財政改革も含む。）を円滑に遂行できる機構・組織
- ⑥簡素で効率的な機構・組織
- ⑦緊急時に即応できる機構・組織

(2) 組織編成の考え方

- ①市長部局の組織は部制とし、市として設置しなければならない福祉事務所は、保健福祉部に配置する。
- ②助役は2名体制とする。
- ③合併後の激変緩和への対応から、部長級を長として、窓口業務を中心に、住民サービスに影響を及ぼさない業務と人員を配置した支所を置く。
- ④行政委員会事務局を設置し、担当職員を配置する。
  - ・選挙管理委員会
  - ・公平委員会
  - ・固定資産評価審査委員会
  - ・監査委員
  - ・農業委員会
- ⑤常備消防組織については、現行広域消防組織体制を継続する。
- ⑥公営企業部局には、管理者を配し、各支所等に出張所を配置する。
- ⑦教育委員会事務局における公民館等社会教育機関は、現行の体制（並列館）を継続する。

# 丹波市 機構図



## 部 局 の 事 務 分 掌

部 局	事 務 分 掌
企 画 部	(1) 市行政施策の企画及び総合調整に関すること (2) 土地政策に関すること (3) 広報広聴に関すること (4) 地域審議会に関すること (5) 行政改革の推進に関すること (6) 情報管理に関すること
総 務 部	(1) 議会に関すること (2) 選挙に関すること (3) 財産区に関すること (4) 自治会に関すること (5) 防災に関すること (6) 情報公開及び保護に関すること (7) 文書に関すること (8) 秘書に関すること (9) 職員に関すること
財 務 部	(1) 財政に関すること (2) 公有財産の管理に関すること (3) 公用車の管理に関すること (4) 市営工事等の入札に関すること (5) 工事検査に関すること (6) 市税に関すること
生 活 部	(1) 戸籍、住民基本台帳、外国人登録及び印鑑に関すること (2) 生活安全対策に関すること (3) 青少年健全育成に関すること (4) 交通安全に関すること (5) 教習所に関すること (6) 人権に関すること
環 境 部	(1) 環境衛生及び墓地に関すること (2) ごみ処理施設及び付帯施設に関すること
保 健 福 祉 部	(1) 市民福祉に関すること (2) 健康に関すること (3) 国民健康保険に関すること (4) 診療所に関すること (5) 国民年金に関すること (6) 介護保険に関すること

部 局	事 務 分 掌
産 業 経 済 部	(1) 農林水産に関すること (2) 農林業生産基盤整備に関すること (3) 農業共済に関すること (4) 商工及び観光に関すること (5) 地籍調査に関すること
建 設 部	(1) 道路、河川その他土木に関すること (2) 市営住宅に関すること (3) 開発行為等の許可に関すること (4) 都市計画に関すること (5) 下水道に関すること (6) 合併浄化槽に関すること
消 防 本 部	(1) 消防事務に関すること (2) 消防団事務に関すること (3) 産業保安に係る知事の権限に属する事務のうち、市長に委任された事務に関すること
水 道 部	(1) 水道事業に関すること (2) 下水道料金の受託事務に関すること
会 計 課	(1) 出納に関すること (2) 決算の調製に関すること
教 育 部	教育行政に関すること
議 会 事 務 局	議会に関すること
監 査 委 員 事 務 局	監査、検査及び審査に関すること
農 業 委 員 会 事 務 局	農業委員会に関すること
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 (総務部兼務)	選挙に関すること
公 平 委 員 会 事 務 局 (総務部兼務)	公平委員会に関すること
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 (財務部兼務)	固定資産評価審査委員会に関すること

支 所	地域審議会、庶務、自治会、防災、市税、出納、交通安全、生活安全対策、消防団(支団)、戸籍・住民基本台帳・印鑑、環境衛生、観光、農業共済、土地改良区、市営住宅、医療、保健福祉、介護、国民年金等
-----	---

(1) 公共施設等使用料

- ① 社会教育関係施設の使用料にかかる減免基準【表1】
- ② 公有地貸付料  
市条例制定までで契約行為のあるものは、同一条件で更新し、新規のものについては、「固定資産評価額(土地)を基準とした適正な時価」で料金設定する。公共建造物内の使用料は現行契約条件を勘案し適正な時価を積算する。保証金(敷金)については、使用料の6ヶ月分とする。連帯保証人は、2名以上、生計を同一としない独立した世帯で、同額以上の所得者が必要とする。
- ③ 縁故使用地等の使用料  
当分の間徴収せず、平成18年度から固定資産税相当額を徴収する。
- ④ 駅前駐車場等の使用料【表2】

(2) 幼稚園保育料

- ① 幼稚園保育料  
保育料は園児1人につき月額5,000円とする。すでに納付した保育料は還付しない。但し、病気その他事故により全月にわたって保育を受けなかった場合は、保育料を免除し還付することができる。
- ② 預かり保育料  
月額6,000円とする。  
一時預かりを行う場合は、1日につき500円とする。

【表1】 社会教育関係施設の使用料に係る減免基準

施設名	調整内容	施設名	調整内容
公民館	・使用料 現行のとおりとし、3年以内に調整する。 ・使用料免除の範囲 ア.市及び市の機関・教育機関等が主催又は共催する行事等に使用する 場合 イ.市内の社会教育関係団体並びに社会体育関係団体が使用する 場合で事前に審査を受け登録した 団体 ウ.市内の社会福祉関係団体が使用する 場合で事前に審査を受け登録した 団体 エ.公共性を持つボランティア団体が使用する 場合で事前に審査を受け登録した 団体 オ.イ～エを除く市内の公共的団体が使用する 場合で事前に審査を受け登録した 団体 カ.市及び市公民館が育成、指導する 団体、グループ、サークル活動に使用する 場合で事前に審査を受け登録した 団体 キ.市内の自治会、自治公民館活動として使用する 場合 ク.高等学校が学校行事又は授業として利用する 場合	ホール・会館等 ・使用料 現行のとおりとし、3年以内に調整する。 ・使用料免除の範囲 ア.市及び市の機関・教育機関等が主催又は共催する 行事等に使用する 場合 イ.市域を単位として活動する社会教育関係 団体並びに社会体育関係団 体が使用する 場合で事前に審査を受け登録した 団体 ウ.市域を単位として活動する社会福祉 関係団体が使用する 場合で事前に審査を受け登録した 団体	社会体育施設 ・使用料 現行のとおりとし、3年以内に調整する。 ・使用料免除の範囲 ア.市及び市の機関・教育機関等が主催 又は共催する 行事等に使用する 場合 イ.市内の社会教育関係団体並びに社会 体育関係団 体が使用する 場合で事前に審査を受け登録した 団体 ウ.市内の社会福祉関係団体が使用する 場合で事前に 審査を受け登録 した 団体 エ.高等学校が学校行事又は授業として 利用する 場合

※登録団体については、条例の基準をもとに、団体の活動内容や使用目的により申請のあった団体を事前に6公民館事務局会議で調整したうえで、各公民館の運営審議会に諮ることで免除等に不公平のないよう決定する。

【表2】

## 市営駐車場使用料

項目	調整内容						
市営 駐車場	<b>【市営駐車場】</b>						
	駐車場会計は、収益が発生することから特別会計とする。改正料金は、会計年度等を考慮し平成17年4月1日適用とする。						
	名 称		車 種 数	料 金		備 考	
	現 行	改 正		現 行	改 正		
	中 央 駐 車 場	柏原中央駐車場	普 通 自 動 車 及 び 軽 自 動 車	45	月額3,500円	月額3,500円	柏原町商工会館横
	駅 前 第 1 駐 車 場	柏原駅前駐車場		62	月額4,000円	月額4,000円	柏原町旧レーニ ングセンター前
	駅 前 一 時 駐 車 場	柏原駅前一時駐車場		24	1回1時間未満無料 1回24時間未満500円(ただし、24時 間以上は1回1時間未満を適用しない。)	1回500円	JR 柏原 駅 前
	駅 南 無 料 駐 車 場	柏原駅西駐車場		20	無料	1回300円	石田踏切横
	谷 川 駅 前 駐 車 場	谷川駅前駐車場		41	1回500円、1回の利用時間の最高 は午前0時から午後12時までとする。	1回500円	JR 谷 川 駅 前
	下 滝 駅 前 駐 車 場	下滝駅前駐車場		37	月額3,000円	月額3,000円 1回300円	JR 下 滝 駅 前
ふれあい交流施設 駐 車 場	石生駅西駐車場	105		1回300円	1回300円	JR 石 生 駅 西	
市 島 駅 前 駐 車 場	市島駅前駐車場	54		1回200円、夜間に及ぶ時は300円	1回300円	JR 市 島 駅 前	
駅 前 駐 車 場	黒井駅前駐車場	10		無料	1回300円	JR 黒 井 駅 前	
※1回の利用時間の最高は午前0時から午後12時までとする。							
<b>【市営駐輪場】</b>							
名 称		台 数	料 金		備 考		
現 行	改 正		現 行	改 正			
柏原駅前駐輪場	柏原駅前駐輪場	120	無 料	無 料	JR 柏原駅前		
下滝駅前駐輪場	下滝駅前駐輪場	80	無 料	無 料	JR 下滝駅前		
石生駅西側駐輪場	石生駅西側駐輪場	150	無 料	無 料	JR 石生駅西		
黒井駅北駐輪場	黒井駅北駐輪場	50	無 料	無 料	JR 黒井駅東		
黒井駅前駐輪場	黒井駅西駐輪場	65	無 料	無 料	JR 黒井駅前		

## 協定項目 No.18 町の慣行の取扱い

(1)市章



※白黒表示しています。(色構成はC=95、M=10、Y=100、K=0)



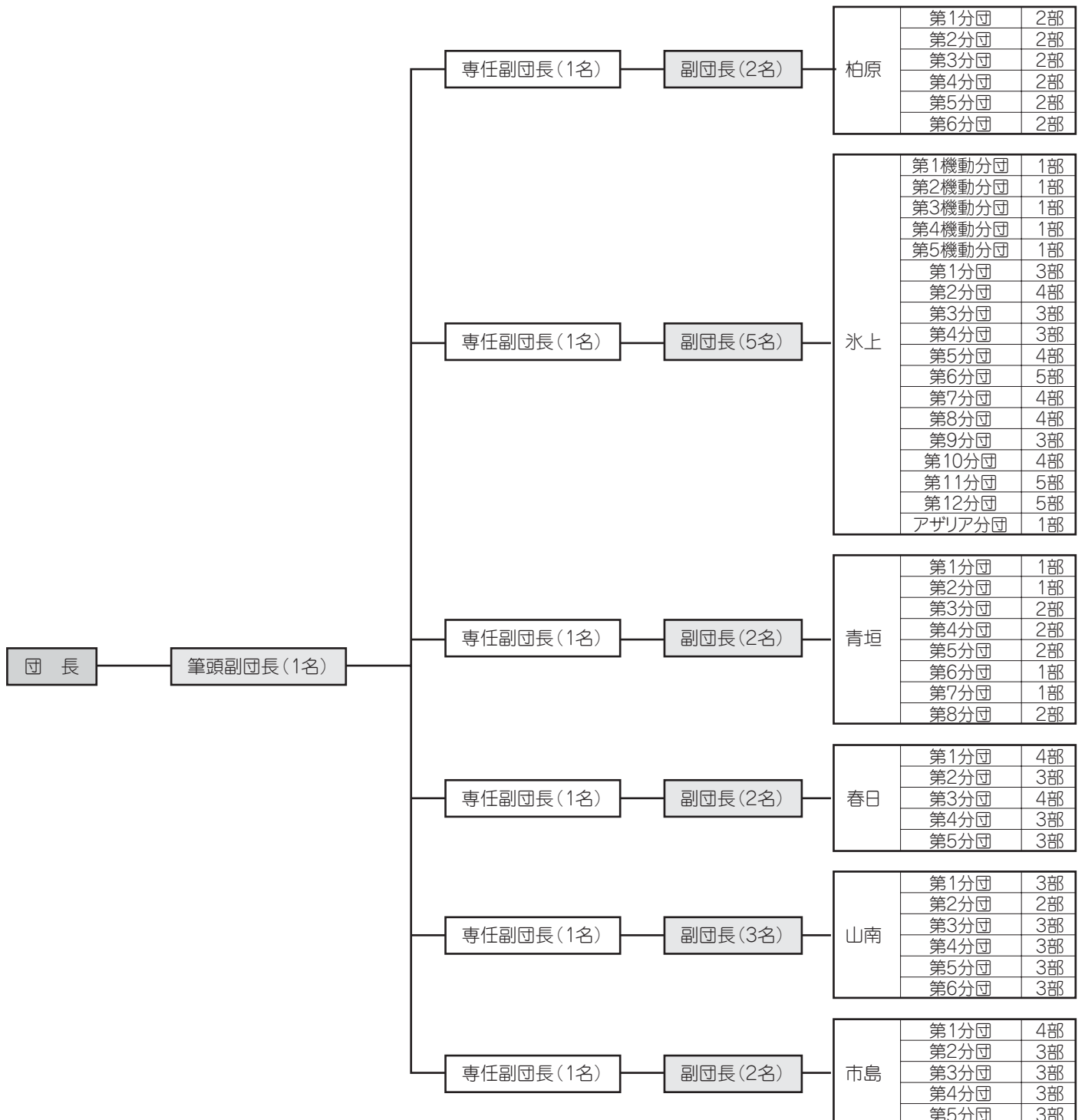
**協定項目 No.21 消防団の取扱い**

○消防団の組織体制について

- (1) 消防団組織については、分団等の組織、団員数は現行のとおりとする。
- (2) 新市団長、筆頭副団長以下、旧町団長を専任副団長とし、専任副団長以下は当面現行の体制とする。
- (3) 分団等の組織は、新市発足時までには均衡のとれた再編計画を策定し、合併後、速やかに移行する。
- (4) 役員の任期は2年とし、基準日は12月10日とする。ただし、合併後最初の役員の任期は平成16年12月9日までとする。

- (5) 旧町体制は、平成16年10月31日までとし、11月1日付けで新体制消防団員に辞令を交付する。
- (6) 出動体制については、合併後当分の間現行の体制とする。
- (7) 出動指令については、防災行政無線を利用した統合リモコンで消防本部からの一元出動指令により行う。
- (8) サイレン吹鳴については、防災行政無線サイレン、モーターサイレンを併用する。
- (9) 緊急出動時における現場指揮については、団長もしくは上位階級者が指揮する。

**◆ 新市消防団組織図**



**協定項目 No.24-8 水道事業の取扱い**

**(1) 水道料金**

- ・水道料金は現行のとおりとし、新市において段階的に調整し5年を目途に統一を図る。
- ・検針は、2ヶ月に1回とする。(各回20日～月末検針)
- ・基本料金は使用した月に当月分を徴収する。
- ・超過料金は、各検針時の2ヶ月分の使用水量を2で除した水量を1月の使用量として算出し、翌月、翌々月に分割して徴収する。
- ・各町の検針月、検針間隔の違いによる徴収時期の違いは、合併後3ヶ月の間に調整する。
- ・漏水などの異常水量には、水量認定制度で対応する。
- ・収納方法は、原則として口座振替、直接納付とし、当分の間、集団納付も選択できることとする。
- ・納期は月末とし、当日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日とする。
- ・口座振替日は毎月25日とし、当日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日とする。
- ・臨時給水に係る水道料金は、通常料金の1.5倍とする。
- ・検針時に発行する「検針のお知らせ」により、納付予定額と納付済額(口座振替の方のみ)を通知する。

**(2) 加入分担金**

- ・加入分担金は、次のとおりとする。

メーター口径	加入分担金
13mm	210,000円
20mm	504,000円
25mm	777,000円
30mm	1,113,000円
40mm	1,995,000円
50mm	3,108,000円
75mm	6,993,000円
100mm	12,432,000円

※消費税法改正に伴い、消費税相当額を含む総額で表示

- ・給水場所の移動は、口径増への変更を除いて新たに加入分担金は徴収しない。
- ・臨時給水に係る加入分担金は徴収しない。

**協定項目 No.24-9 下水道事業の取扱い**

**(1) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金**

- ・設置補助の対象区域は、合併処理浄化槽推進区域とする。
- ・設置補助の対象者は、専用(併用)住宅、公民館、集会所、事業所等に合併処理浄化槽を設置する者とする。  
ただし、販売の目的で合併処理浄化槽付の住宅を建築又は改築する者は、設置補助の対象としない。
- ・設置補助対象の浄化槽は、小型合併処理浄化槽(50人槽まで)とする。
- ・設置補助の額は、合併処理浄化槽設置整備費国庫補助金交付要綱(平成6年10月20日厚生省生衛第902号厚生事務次官通知)の基準額とする。

基準額			
		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯等	
5人槽	354千円	5人槽	375千円
6～7人槽	411千円	6～7人槽	438千円
8～10人槽	519千円	8～10人槽	555千円
11～20人槽	981千円	11～20人槽	1,044千円
21～30人槽	1,668千円	21～30人槽	1,752千円
31～50人槽	2,238千円	31～50人槽	2,340千円

- ・国の補助制度が継続している間は補助を行う。
- ・合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の町単独上乘せ補助金は、合併時に廃止する。

**(2) 合併処理浄化槽維持管理にかかる公的支援**

- ・市が指定した維持管理経費の50%を補助する。
- ・合併処理浄化槽推進区域において、平成17年4月を目途に全市統一の浄化槽管理組合を発足させる。
- ・平成16年度中は、既に公的関与を行っている区域については、現行の制度を継続する。

**(3) 水洗便所等改造資金利子補給制度**

補助対象工事	水洗化に必要な改造工事
補助対象者	個人で次の要件を満たす者 1.市内に住所を有するもの 2.市税、下水道負(分)担金、使用料等完納者
融資限度額	120万円
利子補給利率	3%以内
最長返済期間	60月以内

**(4) 受益者分担金・加入負担金**

- ①公共下水道事業・特定環境保全公共下水道
  - ・受益者分担金(工事分担金)については、現行のとおりとする。
  - ・単位数基礎区域の加入負担金については、合併時に42万円(消費税込み)に統一する。  
ただし、共同住宅、事業所等については、単位数による調整を行う。
  - ・面積賦課の地域については、既に事業負担金として賦課が行われていることから、現行のとおりとする。
  - ・供用開始済みの区域内における接続工事は、市で行う。
  - ・未供用区域における本管及び取付け管工事については、受益者による施行負担とする。  
ただし、受益者の施行する工事に対し1/2以内を市が補助するものとする。その補助金の上限は100万円とする。
- ②農業集落排水事業・コミュニティ・プラント事業
  - ・受益者分担金(工事分担金)については、現行のとおりとする。
  - ・単位数基礎区域の加入負担金については、合併時に42万円(消費税込み)に統一する。  
ただし、共同住宅、事業所等については、単位数の割増調整を行う。
  - ・本管に隣接し取付け管のみで公共枿が設置できる土地への接続工事は、市が行う。
  - ・取付け管のみで公共枿が設置できない土地については、受益者による施行負担とする。  
ただし、受益者の施行する工事に対し1/2以内を市が補助するものとする。その補助金の上限は100万円とする。

## (5) 下水道使用料

- ・下水道使用料は、合併後5年を目途に統一することとし、料金改定は、最新の経営計画状況を基に計画的に行う。
- ・現在、使用人数に基づき使用料を算定している区域は、合併時から水道使用量に基づく使用料(従量制)に改定する。  
改定する使用料は、現在の使用料、経営計画等を

- 勘案して現町において設定し、それぞれの区域において住民周知を行う。
- ・下水道使用料は、水道料金と一括請求とし、徴収は水道部に委託する。
- ・徴収方法は、水道料金と同一とする。
- ・井戸水使用者等の使用料については、使用の態様を勘案して認定した汚水の量を基に算定する。

## 協定項目 No.24-13 広報広聴関係事業の取扱い

### (1) 広報誌

- ①発行回数 毎月1回とする。
- ②発行年月日 毎月20日とする。(区長配布日を20日とする。)
- ③配布方法  
ア)自治会の協力を得た配布及びその他郵送とする。当面区長宅、組長宅(柏原のみ)へは職員が届ける。  
イ)管理人等を定めるアパートについては、区と同様とする。

- ウ)市外の縁故者、関係団体については、無償配布とする。
- エ)市外で郵送を希望するものは、有償配布(郵便料金のみ)とする。

### (2) その他広報誌

- ①公民館だより市教委だより等については、広報誌の中で一元化していく。

## 協定項目 No.24-14 防災の取扱い

### (1) 地域防災計画

- ①県の示すマニュアルを基本とし、旧町の防災計画を考慮した地域防災計画を新市において作成する。
- ②地域防災計画策定までの間、災害時等対応については、初動マニュアルを合併時まで作成し、対応する。

### (2) 防災行政無線の設置

- ①住民の安全の確保及び福祉の増進に資するため新市において防災行政無線を設置する。
- ②戸別受信機による貸与は住民登録されている、同一敷地内の者(世帯)に対して1台無償貸与する。

### (3) 統合方法

- ①旧町で現在、使用している機種は統一がされておらず、合併時において統合リモコンにより本庁から一括操作できるよう整備を行う。

### (4) 運用方法

- ①屋外子局のみ試験電波(チャイム)を毎日2回吹鳴する。時間については調整する。
- ②モーターサイレンと連動させ、火災の際には電子サイレン吹鳴・音声放送・モーターサイレン吹鳴の流れで消防団召集を行う。
- ③災害時のサイレン吹鳴については、必要に応じて吹鳴する。

## 協定項目 No.24-16 保健衛生関係事業の取扱い

○保健事業を統一し新市に引継ぐ

### (1) 乳児検診

身体計測をはじめ栄養指導、発達チェック、内科診察、保健指導、子育て指導等を各支所で実施する。合併時においては回数も含み現状で実施する。

### (2) 思春期保健に関する事業

- 今、最も必要課題であることから導入する。
- ・対象…中学3年生
- ・実施場所…各支所単位で実施

### (3) 基本健康診査

- ・医師会、厚生連、健康財団との協力連携により実施する。
- ・健診体制の調整。(青垣町の健診システムを他5町(厚生連)と17年度に統一方向)

### (4) 健康福祉推進協議会

附属機関に位置づけ「健康福祉推進協議会条例」として条例設置する。

### (5) 保健衛生推進協議会

環境美化推進活動、健康づくり推進活動、献血推進活動を主な目的とし、旧町単位の委員は、現行のとおりとする。

### (6) 栄養指導事業

食生活改善対策に向けた栄養指導強化を図る。

### (7) 理学療法士の採用

リハビリの充実を図るため、理学療法士を採用する。

### (8) 臨床心理士の採用

乳幼児健診の事後フォローや、療育体制の整備を図るため、臨床心理士を採用する。

**協定項目 No.24-17 環境衛生の取扱い**

○斎場使用料

使用料は「つつじ苑」の使用料に統一する。ただし、葬祭場については、現行使用料を新市に引継ぐ。

ただし、ペットの死体処理については、当分の間、個別の火葬を希望する場合はつつじ苑で受入、その他は民間業者で処理する。なお、使用料はつつじ苑で処理する場合とその他の場合でサービス内容に見合った差を設ける。

り、この区分は施設の有無に起因し、住民サービスからいえば個別の火葬サービスが受けられるかどうかの違いである。そこで新市におけるペットの取扱いについては、当分の間、個別の火葬を希望する場合はつつじ苑で受付、それ以外は各支所等で受付し、処理は民間業者へ委託する。また、手数料の設定にあたっては、他の民間施設のサービス内容や使用料、愛玩動物としての対応といった特殊事情等を踏まえて決める必要があると考えるが、一例としてつつじ苑使用料を現行の5,000円で維持するならばその他の場合は3,000円程度に設定し、両者に差を設ける。

《調整の考え方》

住民からペットの死体処理を依頼された場合、現行は人に準じた火葬と一般廃棄物としての処理に分かれてお

**協定項目 No.24-18 廃棄物処理業務の取扱い**

**新市におけるごみ処理手数料について**

～はじめに～

ごみの減量化は、日々ごみを排出する住民の理解と協力が不可欠であり、廃棄物処理法においても、行政が行う分別排出に対する住民の協力義務が明文化されている。

ごみ処理が自治事務であることから、6町とも減量化施策を基本に、独自のスタンスでごみ処理事業に取り組んできた経過がある。

しかし、新市におけるごみ処理については、各町の積み上げてきた成果を尊重しつつ、さらに合併によるスケールメリットを活かした、より効率的なごみ処理体系を整備する必要

がある。これには、「丹波市ごみ処理基本計画」に基づいたごみ収集計画の整備が必要である。

手数料の統一については、協定項目になっている。この手数料の統一は、行政における住民負担公平の原則を「ごみ処理」において具体化したものであり、ごみ減量化という行政課題と分別排出という住民負担の調整を図りつつ提案されたものである。

さらに、ごみ分別や収集容器の統一、収集箇所の整備統合は手数料統一のための必要条件である。

**合併後のごみ分別収集と手数料**

表3 合併後のごみ分別収集と手数料(案)(消費税はすべて内税とする)

分別品目		可燃ごみ	缶	金属類	ビン
収集容器		指定袋	エコバック	コンテナ	コンテナ
収集形態		単独	現行	現行	現行
名称		可燃ごみ	缶	小型金物類	ビン
収集回数		週2回	月1回	4ヶ月1回	月1回
収集拠点		ステーション	拠点	拠点	拠点
収集拠点数		現行	現行	現行	現行
収集体制					
大	45リットル	100	無料	無料	無料
中	30リットル	70			
小	20リットル	40			
分別品目		容器プラスチック	ペットボトル	雑ごみ	
収集容器		指定袋	エコバック	コンテナ	
収集形態		単独	単独	現行	
名称		プラスチック	ペットボトル	ガラス・陶器類	
収集回数		月2回	月1回	4ヶ月1回	
収集拠点		ステーション	拠点	拠点	
収集拠点数		現行	現行	現行	
収集体制					
大	45リットル	50	無料	無料	
中	30リットル	30			
小	20リットル				

## スムーズな新市体制への移行について

- ・ 早期に手数料と収集容器の統一を正副会長会等で確認し、新市でのごみ処理について、住民向け共通パンフレットを作成し、各町で住民説明会を開催する。

### 指定袋の手数料

- ①可燃物の指定袋については、
- |           |      |
|-----------|------|
| 大(45リットル) | 100円 |
| 中(30リットル) | 70円  |
| 小(20リットル) | 40円  |
- とする。
- ②資源ごみのうちプラスチックの指定袋については、
- |           |     |
|-----------|-----|
| 大(45リットル) | 50円 |
| 中(30リットル) | 30円 |
- とする。
- ③ごみ袋販売手数料については、収納額の5%とする。
- ④指定袋の手数料について生活保護世帯は減免扱いとする。

### 持込手数料について

#### (1) 可燃物、プラスチック類

可燃物については、処理費用310円の50%相当分を手数料と位置付け、10kg150円に設定する。なお、プラスチック類については見かけ比重の関係もあり、10kg150円とする。

#### (2) 金属類(粗大ごみ含む)

金属類については、処理費の52円の50%相当分を手数料とし、10kg25円とする。なお、粗大ごみの組成は金属を主にしたものが多く、金属類に含める。

#### (3) 廃家電

廃家電については、家電リサイクル法をはじめ、メーカーの自主的な取り組みによるパソコンリサイクル等、資源有効利用促進法に沿ってメーカーのリサイクル施設も整備されつつあるが、これらリサイクルルートに乗らない家電製品(電子レンジ、コピー機、ワープロ、あんま機等)で、金属性粗大ごみとしても取扱えないものについては、家電製品としての処理が必要なため、単品による単価設定とし1台1,000円とする。

#### (4) 瓦礫類

春日町、山南町、氷上町では、建設リサイクル法の対象外となっているタイル・瓦・煉瓦等比較的安定した廃棄物に限り受入れて、処理をしている。合併後も処理を継続することとなるが、氷上町以外ではトラックスケールが設置されておらず、設置費用も高額になるため、持込車種による単価の設定とする。

#### (5) 陶器・ガラス類

再生利用ができないため最終処分されるものであり、瓦礫類と同様の性質を持っているため10kg25円とする。

が れ き 類 ( 瓦 ・ タ イ ル 等 )	小型車輛(荷車等)につき	600円
	軽自動車につき	1,300円
	1トン車につき	2,600円
	2トン車につき	5,200円
	2トンを超える場合は、1トンを増す毎に2,600円を加算する。	

(※) 瓦礫類の場合、1tで2,600円、10kgで26円≒25円とする。

### 現行指定袋の取扱いについて

#### (1) 新市ごみ袋と旧町ごみ袋の切り替え方法について

##### ①新市ごみ袋販売時期 平成16年11月1日 店舗販売開始

11月1日の袋入れ替えを各店舗へ依頼。事前に新市袋の一定数量を各店舗へ配布しておく。11月1日以降に旧町袋を確認し、等価交換により清算する。

#### ②旧町ごみ袋の取り扱い

\*平成16年12月28日までとし平成17年1月1日以降は利用できない。

\*旧町のごみ袋の在庫については、平成16年11月1日から平成17年3月31日まで各支所で等価交換するが、その方法は、旧袋代金の合計で、新市の可燃ごみ袋(大)との交換とする。ただし、端数は切り上げる。

### 分別収集についての統一時期

- ・ 平成16年11月の合併時の収集方法の完全な統一は困難と考えられることから、全面的な統一は平成17年度から実施していくこととする。

(1) 農業振興協議会

- ・協議会の事業内容、組織、運営について、新市発足までにJAと協議し、方向性を定める。
- ・具体的な事業展開は、平成17年度からとする。

(2) 土地改良事業

- ・土地改良事業(国県補助)のうち、継続事業については、現行の受益者負担・補助金で新市に引き継ぐ。
- ・土地改良施設維持管理事業に係る地元への補助は廃止する。
- ・新規事業については、次のとおりとする。

① 県営土地改良事業にかかる受益者負担

- ・地方公共団体の負担割合の指針(ガイドライン)に定められた率とする。
- ・主な事業の受益者負担割合

事業名	負担割合(%)	備考
経営体育成基盤整備事業	12.5	
中山間地域総合整備事業(広域・生産基盤型)	15.0	
ため池整備事業(小規模1型)	6.0	

② 補助事業にかかる受益者負担

- ・主な事業の受益者負担割合

事業名	負担割合(%)	備考
土地改良施設維持管理適正化事業	40.0	
基盤整備促進事業(担い手育成型)(区画、暗渠、客土、用排水、農道)	国県補助金残の2/3	国50%、55% 県6%~25%
経営構造対策事業	国県補助金残の2/3	国50%、40%又は1/3 県0%~20%
新山村振興等農林漁業特別対策事業	国県補助金残の2/3	国45%~55% 県0%~20%
中山間地域総合整備事業(むらづくり基盤型)	国県補助金残の2/3	国55% 県0%~30%
災害復旧事業(農地)	40.0以内	増高申請により変動する。
災害復旧事業(農業施設)	15.0以内	増高申請により変動する。

③ 市単独土地改良事業に係る受益者負担合

区分	農地	農業用施設
対象事業	暗渠排水事業、客土事業、区画整理事業、農用地保全事業等の土地改良事業	かんがい排水事業、頭首工事業、機械揚水場、ため池事業、農道整備事業等の農業用施設の新設改良事業
負担割合	70%以上	60%以上
市支出限度額	60万円	80万円
事業要件	・受益面積1ha以上、受益者5人以上 ・1工事100万円以上(用地費、補償費を除く)	・受益面積1ha以上、受益者5人以上 ・農道は幅員3.0m以上 ・1工事100万円以上(用地費、補償費を除く)
対象者	・土地改良区、JA、土地改良法施行規則第72条に規定する共同施行者 ・市長が適当と認めた団体	

④ 地元施工土地改良事業に係る補助金

区分	農地	農業用施設
補助対象事業	・暗渠排水事業、客土事業、区画整理事業、農用地保全事業、土壌改良事業等 ・その他市長が認めた事業	・かんがい排水事業、頭首工事業、機械揚水場、ため池事業、農道整備事業等の農業用施設の新設改良事業 ・その他市長が認めた事業
補助率	30%以内	40%以内
補助金上限	30万円	40万円
補助要件	1工事10万円以上	1工事10万円以上
補助対象者	・土地改良区、JA、土地改良法施行規則第72条に規定する共同施行者 ・市長が適当と認めた団体	

⑤ 小額災害復旧事業に係る受益者負担

区分	農地	農業用施設
対象事業	耕作の目的に供される土地	頭首工、用排水路、ため池、農道等
受益者負担	50%	40%

(1) 林道等基盤整備

① 林道開設等受益者負担

林道開設等に係る受益者負担は次のとおりとする。

・林道の開設、改良

(国県補助対象事業) 補助残の全額  
(市単独事業) 事業費の70%

・災害復旧事業

(国県補助対象事業) 補助残の全額  
(市単独事業) 事業費の70%

・継続事業については、現行の受益者負担割合で新市に引き継ぐ。

② 作業道開設(開設・改良)促進事業

・作業道整備(開設・改良)促進事業に係る補助率は次のとおりとする。

(国県補助対象事業) 事業費(補助基準額)の25%  
以内の補助

(市単独事業) 事業費(補助基準額)の25%  
以内の補助

・一箇所の工事費が10万円以上を対象とする。

(2) 林業振興事業

① 間伐材利用促進事業

・搬出運賃助成として、2,500円/m<sup>3</sup>を補助する。

・補助金申請手続きは、森林組合を通じて行う。

・16年度は現行のとおりとし、17年度より適用する。

・青垣町の価格安定基金は、平成16年度をもって廃止する。

② 造林事業上乘せ補助・単独補助

・造林事業のうち除間伐については、標準事業費から国県補助金を除いた残額を補助する。

・下刈り、枝打ち等の除間伐以外の事業については、県費随伴補助金の1/2以内の補助とする。

・16年度は現行のとおりとし、17年度より適用する。

③ 環境対策育林事業

・県の算定方式による一本化とする。

・県の算定方式とは、標準事業費から国庫補助金を除いた残額を県と新市が折半する方式(補助残を県1/2、新市1/2の負担)

・標準事業費以外の分や測量費については、16年度中は各町の方式とし、17年度から上乘せは行わない。

(3) 治山関係事業

・事業継続中のものは現行の負担率で新市に引き継ぐ。

・県単独補助治山事業の補助率は2/3のため、新市での受益者負担率は補助残(1/3)の1/2とする。

**協定項目 No.24-22 商工振興・労働対策の取扱い**

**(1) 商工業者支援事業**

現在各町にある制度等を統合し、次の制度を設ける。

① 中小企業振興資金融資に係る制度

	市 単 独 分	制度融資摘要分
制度名	中小企業経営改善 資金利子補給制度	中小企業振興制度 融資利子補給制度
融資対象者	商 工 会 員 及 び 市 内 中 小 企 業 者	商工会員及び市内中小企業者で 国・県の融資制度を利用した者
預託金制度	金融機関と調整する	な し
資金の使途	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金
限度額	(貸付限度額) 500万円	(補助対象限度額) 1,000万円
貸付利率	固定金利になるよ う金融機関と交渉	利用した制度による
貸付期間	5年以内	利用した制度による
取扱金融機関	市内に本店を置く 金 融 機 関	利用した金融機関
預託金	金融機関と調整する	な し
受付事務等	市 内 各 商 工 会	市 内 各 商 工 会
利子補給額	当該年度利子額の 30%を貸付期間行う	発生した利息の当該年 度3分の1。3年間のみ

・現町において借り入れたものにかかる利子補給については、現町の補助要綱等により定めた取扱いで継続する。  
・適用は両制度とも16年11月1日からとし、利子補給額は予算の範囲内で利率の上限を2%とする。

② 商業店舗等近代化・小規模工業施設合理化に係る制度

制度名	商業店舗等近代化 支 援 制 度	小規模工業施設合 理 化 助 成 事 業
助成対象者	商 業 経 営 者	小規模工業者(30人以下)
資金の使途	店舗改装・福利厚生 施 設 の 整 備	工業の合理化施設 (機械設備100万円以上)
助成内容	事業費(改装・整備)の 5%以内	事業費の 3%以内
助成限度額	30万円を限度とする	20万円を限度とする
備 考	他の制度で補助を得たものは除く 適用は平成16年11月1日	

**(2) 雇用、労働施策に係る支援策**

現在各町にある制度等を統合し、次の制度を設ける。

制度名	中小企業退職金共済制度加入促進
補助内容	平成17年4月1日以降に中小企業主が、常用従業員及びパートタイマーについて、中小企業退職金共済に規定する契約の追加又は新たに加入契約した場合、中小企業主に対して補助金を交付する。
中小企業主	市内に事業所を有している法人、または個人で1年以上現に事業を営んでおり、従業員50人以下の中小企業主。かつ、共済掛金及び税金を滞納していない企業主をいう。
補助金額	加入者1人当たり月500円とし、期間は36月とする。
備 考	補助金の請求は、各商工会長が行う。 現在氷上町・青垣町・山南町が実施している制度は、16年度分で打ち切る。

**協定項目 No.24-27 社会教育関係の取扱い**

公民館について

**(1) 休館日**

- ① 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日以降の日のうち休日にあたらぬ最初の日)
- ② 12月29日から1月3日までの日
- ③ その他施設管理者が管理上必要と認めた日

**(2) 開閉時間**

- ① 開閉時間  
午前8時30分から午後10時までとする。ただし館長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。
- ② 利用時間  
午前9時から午後10時までとする。